

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 1 月 6 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

請求人は、2014 年（平成 26 年）6 月から生活保護を受け、以来、本件住居において 3 回更新したが、処分庁は、更新料の一時扶助の決定をしてきた。本件住居が住宅扶助基準（限度額）を上回る家賃であることは 2015 年（平成 27 年）1 月の更新時から明らかであったにもかかわらず、今までこれを理由に転居指導をしたことは一切なかった。

そもそも、請求人は〇〇歳の高齢者であり、親、兄弟姉妹もなく、現在新たに保証人になってもらえる人はおらず、住宅扶助基準以下で

受け入れてくれる賃貸人を探すことはとても困難である。また、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言下で、請求人のような高齢者が感染の懸念をしながら不動産業者をまわることは大きな不安と困難をかかえるものである。このような状況で、本件申請を却下することは、処分庁の裁量権を逸脱した非人道的な対応であると言わざるを得ない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月2日	諮問
令和3年10月26日	審議（第60回第4部会）
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準及び住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、

そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 家賃及び契約更新料

ア 保護基準別表第3・1は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同第3・2によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（限度額）の範囲内の額とするとしている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第3・2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、都内の1級地における1人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和3

8年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3(1人の場合)を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額(以下「特別基準限度額」という。)を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同・クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準限度額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

そして、限度額通知の2は、局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の都内における住宅扶助の額(特別基準限度額)について、1級地・単身の場合の額については、月額69,800円となるなどとしている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問7-88・答によれば、必要やむを得ない場合は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料については、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている。

エ 「生活保護運用事例集2017」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)問6-60「契約更新料」(答)は、住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準限度額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給するとしているが、住宅扶助の限度額と契約更新料の支給額との関係について、限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から契約更新料の申請があった場合、

原則として支給は認められないとしている。

- (4) 局長通知、限度額通知及び課長通知並びに運用事例集の位置づけ
局長通知、限度額通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 24 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件保護開始時点から住宅扶助基準限度額を超える家賃の住宅に居住しているため、再三にわたり転居するよう指導を受けてきたが、転居することなく本件申請に及んだことから、処分庁は、ケース診断会議での検討を経た上で内容等を審査したところ、請求人の居住している住宅の家賃が住宅扶助基準限度額を超えていることから、法令等の定め（1・(3)・ア及びエ）等に基づき、請求人に対しては、本件更新料を支給することはできないと判断し、本件更新料を支給しない旨の保護申請却下処分（本件処分）を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づいて行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件住宅の家賃が限度額を超えている事実を把握していた担当職員が、過去 6 年超にわたり請求人に対して転居指導をしてこなかったとはおよそ考えられないところであり、請求人が再三にわたり転居指導を受けてきたが、転居することなく本件申請に及んだことは上記 2 のとおりであるため、請求人が高齢者であること、緊急事態宣言下において不動産業者をまわることには制限があったこと等を考慮したとしても、本件処分が法令等の定めに基づいて行われている以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないとい

うほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美